

堺個審答申第97号  
(答申第132号)  
令和2年11月11日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会  
会長 石橋徹也



## 答 申

令和2年10月8日付け堺戸住第890号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

### 記

審議案件	堺市市民課事務総合システムにおける戸籍附票の記録項目の追加及び戸籍副本データの送信内容の追加について
分類	条例第9条第2項【電子計算機処理の制限—重要な変更の事前審議】
担当課	市民人権局 市民生活部 戸籍住民課
審議日	令和2年10月12日(第182回) 令和2年11月9日(第183回)

## 審 議 結 果

### 1 審議会の結論

堺市長が令和2年10月8日付けで堺市個人情報保護条例9条2項に基づき諮問した「堺市市民課事務総合システムにおける戸籍附票の記録項目の追加及び戸籍副本データの送信内容の追加について」は、留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

### 2 留意事項

戸籍情報は、ひとたび漏えい等が起これば計り知れない損害が予想されることから、取扱う戸籍情報の範囲を拡大する本件システムの運用に際しては、情報セキュリティ実施手順その他の規則等を厳守のうえ、万全のセキュリティ対策を講じること。